

国立大学法人鹿屋体育大学の業務の適正確保に係る基本計画

平成27年7月

国立大学法人は、当該法人のミッションを確実に実施するために、有効かつ効率的に質の高い業務運営を確保し、社会的信頼を得るための積極的なマネジメント改革の取り組みが求められている。

このような考え方立ち、国立大学法人法第35条により準用して適用される独立行政法人通則法第28条が改正され、国立大学法人の業務方法書に法人の業務の適正を確保する体制等について記載することになったことに基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本法人」という。）が中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、本法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み（以下、「内部統制」という。）を構築することを目標として掲げた上、国立大学法人鹿屋体育大学の業務の適正確保に係る基本計画（以下「基本計画」という。）を、ここに定める。

（目的）

第1 本法人は、次に掲げる事項について業務の適正を確保し、達成することを目的とする。

- ① 業務の有効性及び効率性
- ② 事業活動に関わる法令等の遵守
- ③ 資産の保全
- ④ 財務報告等の信頼性

（対象）

第2 業務の適性確保を求める対象は、本法人の役員（監事を除く。）、職員および委員会、学内共同教育研究施設等の大学内のすべての組織とする。

（体制）

第3 本法人における業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備する。

（規則等）

第4 本法人における内部統制システムに関する規則等の制定・見直しを行う。

（評価）

第5 本法人における業務のリスク要因の識別、業務適正確保活動への評価を行う。

（通報窓口）

第6 本法人における業務の適正確保に係る通報窓口を設置する。

（その他）

第7 この基本計画において整備される内部統制システムについては、法令等に遵守し、その定めに基づき見直しを行う。